平成２２年（フ）第３２６号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島847番地１
債務者　柏木　恭子
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３８号
徳島県板野郡松茂町広島字小ハリ16番地７
債務者　島　　敏恵
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４２号
愛媛県松山市溝辺町376番地１　おさかなマンション402号
債務者　田所　正子
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４４３号
愛媛県松山市青波町甲150番地１
債務者　都築　伸幸
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４５５号
愛媛県松山市桑原１丁目６番36号　カローラ桑原307号
債務者　石川　愛弥
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４６２号
愛媛県松山市安城寺町145番地10
債務者　成井　住康
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１２５号
福岡県嘉麻市牛隈1844番地３
債務者　小林　昭代
１　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１２８号
福岡県飯塚市佐與1429番地　市営石丸団地住宅321号
債務者　古賀　凱夫
１　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３５６号
大分市大字松岡1725番地
債務者　帆玉　幹雄
１　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３７４号
宮崎市佐土原町下田島20510番地23　県営広瀬台団地３棟302号
債務者　池田　尚子
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１７６号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山2002番地　プライマリーハイツ１―Ａ
債務者　園田　裕樹
１　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１７９号
宮崎県都城市高木町4207番地
債務者　益留孝四郎
１　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５０７号
鹿児島県鹿児島市唐湊４丁目26番11号
債務者　井上　　誠
１　決定年月日時　平成22年９月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
鹿児島県鹿児島市吉野町434番地６
債務者　石井　茂雄
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５６９号
鹿児島県鹿児島市吉野町4864番地２
債務者　田畑　勇哉
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８２号
岩手県北上市和賀町後藤12地割106番地
債務者　菊池　智行
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第８９号
岩手県北上市村崎野14地割49番地７　市営高屋沢住宅２―102号
債務者　斎藤　文恵
１　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第４０４号
秋田市太平山谷字貝ノ沢218番地
債務者　高橋　　圭
１　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部